

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 3月27日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 杉地区 当初（平成26年3月） 更新（平成27年2月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年 2月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理事業対象地域の農地所有者は、原則として機構に貸し付ける。
- ・農地中間管理事業対象地域で農業をリタイヤ・経営転換する人は原則として機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り耕作放棄地の発生を防止するため、離農者は地域の担い手への農地集積を検討し、地域の担い手と、それ以外の農業者が連携して地域の農業・農地を守っていくための連携のあり方を模索していく。